

発委第2号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年3月23日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説 明

この案を提出するのは、消防広域化等による長久手市部設置条例の一部改正に伴い、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務委員会	6人	<p>1 市長公室、総務部_____、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p>2 他の常任委員会の所管に属さない事項</p>
教育福祉委員会の項以下（略）		

改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会	6人	1 市長公室、総務部、消防本部、会計課、 監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、 固定資産評価審査委員会の所管に関する 事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会の項以下 (略)		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

発委第3号

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年3月23日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説明

この案を提出するのは、政務活動費の交付額を月額から年額へ改定すること等に関し、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年長久手町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付額)</p> <p>第3条 議員に係る政務活動費は、<u>年額12万円（以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>年度の途中において、議員の任期が満了する場合 年額を12で除して得た額（以下「月額」という。）に4月から任期満了の日の属する月までの月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>年度の途中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日にあたる場合は当月）から3月までの月数を乗じて得た額</u></p>	<p>(交付額)</p> <p>第3条 議員に係る政務活動費は、<u>月額1万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。</u></p> <hr/> <hr/> <p>2 <u>月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合にお</u></p>

(交付申請)

第4条 (略)

2 年度の途中において、新たに議員
となった者

_____は、任期
開始の日の属する月の翌月(その日
が月の初日の場合は当月) 10日ま
でに政務活動費交付申請書を市長
に提出しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、前条の規定による通
知を受けた後、政務活動費を_____
_市長に請求するものとする。ただ
し、年度の途中において議員の任期
が満了する場合には、任期満了日が
属する月までの月数分を請求する
ものとする。

2 (略)

けるこれらの事由が生じた日の属
する月の政務活動費の交付につい
ては、これらの事由が生じなかつた
ものとみなす。

(交付申請)

第4条 (略)

2 年度の途中において、補欠選挙に
より議員が当選したとき(繰上補充
又は再選挙による当選を含む。第6
条第3項において同じ。)は、任期

開始の日の属する月の翌月 _____
_____ 10日ま
でに政務活動費交付申請書を市長
に提出しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、前条の規定による通
知を受けた後、政務活動費を一括し
て市長に請求するものとする。ただ
し、年度の途中において議員の任期
が満了する場合には、任期満了日が
属する月までの月数分を請求する
ものとする。

2 (略)

3 年度の途中において、補欠選挙に
より議員が当選したときは、任期開
始の日の属する月の翌月(その日が
月の初日の場合は当月)分以降の政
務活動費を当該当選議員に対し、交
付する。

<p>3 (略)</p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第7条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費と_____する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第7条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費<u>に対して交付</u>する。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。